

徳島県告示第七百号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

なお、関係図書は、徳島県県土整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十一月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定の番号	指定の年月日	指 定 道 路		
		位 置	幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）
第千二百号	令和二年十一月十三日	美馬市脇町字拝原八一五番一の一部	四・〇〇 五・〇〇	四二・八一